

特別支援学校設置基準の制定（案）概要

令和3年5月
文部科学省
初等中等教育局

1 趣旨

現在、特別支援学校については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に、設備編制の基本的事項についてのみ定められている。

今回、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第三条に基づき、特別支援学校設置基準（文部科学省令）を制定するものである。

制定に当たっては、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

2 制定内容

(1) 総則

i) 趣旨について

ア 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

イ この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

ウ 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないこととする。

ii) 設置基準の特例について

ア 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（イにおいて「都道府県教育委員会等」という。）は、特別支援学校の高等部に二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の高等部の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

イ 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならないこととする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

(2) 学科

i) 学科の種類について

ア 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科

イ 普通教育を主とする学科は、普通科とすることとする。また、専門教育を主とする学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - ・ 家庭に関する学科
 - ・ 音楽に関する学科
 - ・ 理療に関する学科
 - ・ 理学療法に関する学科
- ② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - ・ 農業に関する学科
 - ・ 工業に関する学科
 - ・ 商業に関する学科

- ・ 家庭に関する学科
 - ・ 美術に関する学科
 - ・ 理容・美容に関する学科
 - ・ 歯科技工に関する学科
- ③ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う学科
- ・ 農業に関する学科
 - ・ 工業に関する学科
 - ・ 商業に関する学科
 - ・ 家庭に関する学科
 - ・ 産業一般に関する学科

(3) 編制

i) 一学級の幼児、児童又は生徒数について

- ア 幼稚部の一学級の幼児数は、五人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）のうち二以上を併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- イ 小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒数は、六人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- ウ 高等部の一学級の生徒数は、八人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

ii) 学級の編制について

- ア 幼稚部の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別な事情があるときは、数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができることとする。
- イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する幼児、児童又は生徒で編制することができることとする。

iii) 教諭等の数等について

- ア 複数の部又は学科を置く特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。こととする。
- イ 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（ウにおいて「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とすることとする。
- ウ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとする。

iv) 養護教諭等について

特別支援学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の幼児、児童及び生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないこととする。

v) 実習助手について

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。こととする。

vi) 事務職員について

特別支援学校には、部の設置の状況、幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならないこととする。

vii) 寄宿舎指導員の数について

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の寄宿舎

指導員を置かなければならないこととする。

viii) 他の学校の教員等との兼務について

特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

(4) 施設及び設備

i) 一般管理について

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないこととする。

ii) 校舎及び運動場の面積等について

ア 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

イ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができることとする。

iii) 校舎に備えるべき施設について

ア 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。

① 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

② 自立活動室

③ 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

④ 職員室

イ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

iv) その他の施設について

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

v) 校具及び教具について

ア 特別支援学校には、部及び学科の種類、学級数並びに幼児、児童及び生徒の数並びに障害の種類及び程度等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこととする。

イ 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととする。

vi) 他の学校等の施設及び設備の使用について

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとする。

3 附則

（施行期日等）

ア 令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2（3）及び（4）並びに別表の規定は、令和5年4月1日から施行することとする。

イ 2（3）及び（4）並びに別表の規定施行の際、現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができることとする。

（学校教育法施行規則の一部改正）

ウ 特別支援学校設置基準の策定に伴い、学校教育法施行規則第二百二十条から第二百二十三条までを削除するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

（特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止）

エ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年文部省令第二号）は、廃止することとする。